

第7章 クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許料等及び手数料の納付方法については、特許印紙（特許法第107条第5項）、特許印紙予納（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「手続特例法」という。）第14条及び第15条）、現金納付（特許法第107条第5項並びに工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金省令」という。）第1条、第2条、第5条第1項及び第6条）、電子現金納付（特許法第107条第5項、現金省令第1条、第2条、第5条第1項及び第6条並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「手続特例法省令」という。）第41条の8及び第41条の9）及び口座振替（手続特例法第15条の2、現金省令第1条、第2条、第5条第1項及び第6条並びに手続特例法省令第41条の8及び第41条の9）が認められているが、クレジットカードによる納付は認められていない。

(2) 改正の必要性

我が国の地方税や国民年金等の支払における決済方法においてクレジットカードの利用が進展していること、また、海外の知的財産庁（米国、韓国等）においては、特許料等及び手数料についてクレジットカード納付を認めていることに鑑み、出願人等の利便性向上の観点から、特許料等及び手数料のクレジットカードによる納付制度を導入することとした。

2. 改正の概要

特許料等及び手数料について、出願人等からの申出により、クレジットカードによる納付を可能とするため、手続特例法にクレジットカードによる納付に係る規定を新設した（同法第15条の3）。また、出願人等から委任を受けた代理人による手続についてもクレジットカードによる納付を可能とするため、必要な読み替え規定を定めた（同法第16条）。

3. 改正条文の解説

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第15条の3（新設）

（指定立替納付者による納付）

第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(1) 手続特例法に根拠規定を置く必要性

特許料等及び手数料の納付については、特許法第107条第5項及び第195条第8項等の規定により、特許印紙又は現金をもって納付すべきものとされており、提出書面に特許印紙又は現金の場合は納付済証を貼付する、いわゆる同時納の方法により行われている。

他方、電子情報処理組織（手続特例法第2条第1項）を用いた手続については、このような印紙等を貼付する方法による納付は不可能であるため、特別法である手続特例法において特許印紙納付の特例として予納制度を導入している。

また、口座振替による納付のように、直接金銭の収受が生じない納付についても現金による納付と位置付け、料金納付の特殊な形態である電子手続を行うものとして、手続特例法上に根拠規定を定めている。

今般導入するクレジットカードによる特許料等及び手数料の納付制度は、クレジットカード会社が本来手続をすべき者に代わり、特許料等及び手数料を国に立て替えて納付する仕組みである。クレジットカード会社から国庫への納付に当たっては、前述した口座振替による納付と同様に同時納を実現する観点から、電子情報処理組織を使用した手続に限定したため、手続特例法に根拠規定を置くこととした。

(2) 手続特例法第15条の3第1項の規定ぶり

手続特例法第15条の3第1項において、特許料等及び手数料のクレジットカード納付においては、クレジットカード会社が本来手続をすべき者に代わり特許料等及び手数料を国に立て替えて納付するという整理のもと、クレジットカード会社を「指定立替納付者」として指定して、特許出願等の手続に際し本来手続をすべき者が特許庁長官に対して、特許料等及び手数料を当該指定立替納付者に立て替えて納付させることを希望する旨を申し出ることができる旨の規定を整備することとした。

なお、指定立替納付者の要件については、国民年金や国税とは異なり、

強制徴収という概念は存在せず、料金が未納であれば権利を取得できないのみであること、また、クレジットカード会社からの納付に際しては同時納の担保のため、特許庁への納付方法を口座振替に限定するといった具体的な手続方法も要件とする必要があることから、経済産業省令に規定することとした。

また、今般導入するクレジットカードによる特許料等及び手数料の納付制度は、ユーザーの利便性向上のみを目的としたものではなく、特許庁による特許料等及び手数料の収納事務の簡素化等、行政事務の効率化をも目的としたものである。クレジットカードによる納付が進展することで、特許印紙による納付に比して収納事務のシステム化による効率化や納付に要する手数料負担の軽減等、特許庁における料金収納上のメリットも大きい。

これら行政事務の効率化の観点からは、市中全てのクレジットカードの利用を認めることはできず、一定の条件が揃った場合に限りその利用を認めることとする必要がある。この趣旨を条文上明らかにすべく、手続特例法新第15条の3第1項において、「特許庁長官は、…その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。」と規定することとした。なお、申出を受けることができない場合には、利用者のクレジットカードの利用限度額が超過している場合や、セキュリティの確立していないクレジットカードの利用の場合等が該当する。

(3) 手続特例法新第15条の3第2項の規定ぶり

手続特例法新第15条の3第2項において、指定立替納付者による納付の具体的な事項については、経済産業省令で定める旨を規定することとした。具体的には、①指定立替納付者の指定の要件、②指定立替納付者の指定の申請（事前手続）、③指定立替納付者の口座振替による納付の届出（事前手続）、④指定立替納付者の名称等の変更の届出、⑤指定立替納付者の指定の取消し等、⑥指定立替納付者による納付に係る返還の手続、⑦指定立

替納付者による納付に係る手続の指定、⑧指定立替納付者による納付の申出の様式等、⑨指定立替納付者による納付の申出に係る納付情報の送信、⑩指定立替納付者による特許料等又は手数料の納付日の特例等を経済産業省令に定めることとした。

上述の事項については、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(平成31年経済産業省令第12号。以下「整備省令」という。)により、手続特例法省令に所要の規定を整備した。

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第16条

(代理人への準用)

第十六条 第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であって本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

手続特例法第16条は、①予納について、出願人等の委任を受けた代理人

においても、代理人の名において予納をし、その見込額から出願人等のために納付をすることができること、②口座振替による納付について、出願人等から委任を受けた代理人が、出願人等のために代理人の名において口座振替納付をすることができることを規定している。

指定立替納付者によるクレジットカード納付についても、出願人等から委任を受けた代理人が、出願人等のために代理人の名において指定立替納付者による納付ができることとするために、同様の措置を講じることとした。

また、代理人が指定立替納付者によるクレジットカード納付の申出をする際に、出願人等のために行う申出である旨を明確にするための読替規定を併せて設けることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした（改正法附則第1条第4号）。

具体的な施行期日は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成31年政令第1号）により、平成31年4月1日とした。

なお、クレジットカードによる納付制度を導入するに当たっては、事前に指定立替納付者の指定の手續等が完了していることが必要となるため、当該指定に係る事前手續については、整備省令附則第2項に準備行為を規定し、施行日前から実施できるよう措置した。

(2) 経過措置

なし